

串間市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、串間市長より監査の結果に係る改善措置の通知があったので、その結果を別紙のとおり公表します。

令和3年 3月30日

串間市監査委員 田 中 良 嗣
串間市監査委員 門 田 国 光

110-809
令和3年3月30日

串間市監査委員 田中 良嗣 様
串間市監査委員 門田 国光 様

串間市長 島田 俊光

監査改善措置状況の提出について

令和2年12月22日付串監第202号にて通知のありました監査結果における指摘事項について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査改善措置状況の報告をいたします。

記

1. 監査の種類 定期監査（財務事務監査及び行政監査）
2. 監査実施日 令和2年11月9日～11月25日
3. 監査改善措置状況 別添のとおり

（文書取扱 総務課総務係）

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 医療介護課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。</p>	<p>(1) 令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の中止、延期が相次ぎ、多額の不用額が生じております。当課におきましては、会議の中止等、不要な予算につきましては、その都度、適正に減額補正を行い、対処しております。</p> <p>(2) 串間市健康づくりサポーター協議会及び串間市食生活改善推進協議会への補助金につきましては、当初の計画通りに事業を展開することが困難であったため、各協議会と協議を行い、状況に応じ計画を変更し対応したところであり、返還が生じる場合には適切に措置してまいります。</p> <p>(3) 当課におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、会議が開催できず、書面審議で行い報酬を支払っているケースがあります。根拠条例の整備については、当課だけでは判断できないことから、全庁的な取り扱いとして、総務課との協議を図ってまいります。</p> <p>(4) 当課におきましては、資料提出の際、内容及び記載漏れがないか、担当職員、係内、最後に決裁者のチェ</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 医療介護課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p style="text-align: center;">記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 各種検診者数が昨年度同時期と比較し減少している。新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えもあるようである。無料クーポン券の発行など受診勧奨に努力されていることは評価できるところであるが、今後も創意工夫しながら受診率向上に取り組まれない。</p> <p>(2) 市木診療所特別会計において、会計年度任用職員の現員現給に係る費用弁償が6月補正で予算計上漏れとなっていたので、十分確認の上適切な予算管理に努められたい。</p> <p>(3) 旅費のうち医師確保に伴うものが新型コロナウイルス感染症の影響により未執行である。新型コロナウイルス感染症拡大の中、医師確保に動けないのは理解できるが、串間市民病院の経営が厳しい中で医師不足は喫緊の課題であるため、市民病院と連携を密にし、コロナ禍においても取り組める様々なアプローチも検</p>	<p>ックを行っております。今後も、内容等に不備が生じないようにチェック体制の充実を図ってまいります。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響での過度な受診控え等により、健康を損なうことに繋がることの無いよう、市民に対し様々な機会や媒体を活用し、周知を図ってまいります。</p> <p>(2) 補正予算要求につきましては、担当職員が総務課資料に基づき、補正予算入力作業を行っており、チェック体制が不十分でありました。今後は、予算計上漏れが生じないように、担当職員、係内、最後に決裁者のチェックを行い、チェック体制の充実を図ってまいります。</p> <p>(3) 定期監査時には、未執行でしたが、令和2年度におきましても、11月に開催された第48回日本救急医学会総会学術集会に、宮崎県医師確保対策協議会と串間市民病院と共に参加し、医師確保対策に動いたところであります。今後は、新型コロナウイルス感染症の動向が読めない部分もありますので、オンラインを使っ</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 医療介護課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
討しつつ医師招聘に努められたい。	た医師確保ができないか模索してまいりたいと考えております。

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 会計課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p>	<p>(1) 当初予算にて計上していた『県会計管理者・担当者会議』について令和3年度に延期されたため、3月補正において減額補正を行います。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 今後は記載例のとおり努めます。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 会計課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><個別事項></p> <p>(1) 予算執行については特に指摘事項はない。歳計現金及び基金に属する現金については、引き続き最も確実かつ有利な方法によって保管されたい。</p>	<p>(1) 歳計現金及び基金に関する現金については、今後も市場動向を精査しつつ管理運用いたします。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 学校政策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>＜共通事項＞</p> <p>(1) 不用となる旅費以外の関連経費も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金について、安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、書面審議で報酬を支払っている。根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p>	<p>(1) 9月に減額補正済及び3月に減額補正を予定しております。</p> <p>(2) 学校等と協議を行い、部活動支援に関する補助等執行見込がない補助金については、3月に減額補正を予定しております。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 今後の提出資料については、執行計画に基づき執行予定のものを具体的に記載します。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 学校政策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><個別事項></p> <p>(1) 令和元年度福島高校支援補助金において、過年度支出は支出負担行為の例外規定であることから、チェック体制を強化し会計年度独立の原則を順守されたい。</p> <p>(2) 小中高一貫教育推進事業補助金において、申請日から交付決定日まで3か月を要しているのので、速やかな事務処理に努められたい。</p> <p>(3) 教育研究所費における謝礼について、報酬に予算措置すべきである。</p> <p>(4) 土地建物貸付において、施設の維持管理における草刈等が行われていない実態が見受けられるので、適切な施設管理に努められたい。</p>	<p>(1) 福島高校との協議を重ねることで情報共有を図り、過年度支出が生じないように、支出状況及び執行計画を確認します。</p> <p>(2) 提出書類の内容確認の徹底を行い、申請日から交付決定まで2週間以内での事務処理に努めてまいります。</p> <p>(3) 3月補正予算において対応いたします。</p> <p>(4) 旧都井中学校跡地については、12月に草刈等を行ったところであります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 危機管理課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含</p>	<p>(1) 不用となる旅費及び関連経費につきましては、減額補正により処理することとしております。</p> <p>(2) 財政援助団体に事業の進捗を確認し、相手方と十分協議を行い適正な予算執行に努めます。</p> <p>(3) 書面審議における委員報酬につきましては、総務課と協議してまいります。</p> <p>(4) 今後は、執行計画も含め、具体的に内容を記載します。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 危機管理課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 防犯灯設置補助金については、補助金交付基準は作成していないとのことであり、周辺の家屋や防犯灯設置の状況により交付決定しているが、自治会の要望数に対し予算額が限られているので、予算の拡充について検討されたい。</p> <p>(2) 交通安全協会については、地区の支部が10支部あるとのことであるが、支部の活動状況に差があることから、各支部で活発な活動がなされるよう適切に指導されたい。</p> <p>(3) 串間市交通安全対策協議会補助金は交付決定日が令和2年4月1日となっているが、9月末現在で支出がされておらず事業実施への影響が懸念される。当協議会の事務局は危機管理課であり新型コロナウイルス感染症拡大の影響から交通安全キャンペーン等の活動が実施されていないが、事業実施に影響を及ぼすことのないよう適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>(1) 防犯灯設置補助金につきましては、過去の要望実績を考慮して予算拡充に努めます。</p> <p>(2) 交通安全協会に、各支部に対して活動への理解促進を図るように指導したところであります。</p> <p>(3) 今後は、適正な事務執行に努めます。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 財務課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 12月補正において不用となる旅費以外に、高速道路使用料及び参加者負担金についても減額補正を行ったところであります。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 当課におきましては、執行予定の内容等を記載していたところです。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 財務課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 自動車損害共済災害共済金 290,886 円が調定・収入されている。これは公用車 5 件の事故が主な要因であるが、職員に対し交通安全を徹底されたい。また、公用車の整備や清掃等の維持管理を適切に行うよう努められたい。</p> <p>(2) 財務課一任の契約執行においてこれまで 126 件の入札を執行しているが、その中で、不調が 2 件、辞退が 25 件あったとのことである。設計内容の精査を十分行うとともに、手持ち工事等の状況を事前に調査し適切な入札を執行されたい。</p> <p>(3) 令和 2 年度の当初予算編成方針において、市債発行総量は令和 2 年度の公債費元金の償還見込額以下を基準とすることが明記されているが、大型事業の影響で達成できていないとのことである。今後、中期財政収支見通しの中で予算編成方針に沿った財政規律が堅持できるよう取り組まれたい。</p>	<p>(1) 公用車の事故が今年度も発生していることから、交通安全を徹底させるとともに、これまでの事故事例を周知するなど、交通事故の再発防止に努めてまいります。公用車の維持管理につきましても、適切に行うよう努めてまいります。</p> <p>(2) 入札の執行にあたりましては、設計内容の精査と手持工事等の状況を事前に各課から提出させ、適切な執行に努めているところです。</p> <p>(3) 令和 2 年 10 月策定の中期財政収支見通しにおいては、今後も厳しい財政状況が続くものと見込んでおりますが、当初予算編成方針に基づき、市債発行の抑制に努めながら、目的を持った基金の活用や、国・県の有利な補助事業の活用などにより、財源の確保に努め、効率的で効果的な財政運営に取り組んでまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 市民生活課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった会議等に伴う旅費及び関連する経費について、十分精査し減額補正をしております。</p> <p>(2) 市民生活課においては該当ありません。</p> <p>(3) 市民生活課においては該当ありません。</p> <p>(4) 提出資料については、記載例に基づき記載しております。</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 市民生活課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 環境衛生費において、令和 2 年度串間市斎場電気設備更新工事（契約額 12,815,000 円）が発注されているが、工事期間として令和 2 年 10 月 22 日から 10 月 31 日までは受け入れできないことから、事業補助金として 3 件分 78 千円（志布志市 2 件、日南市 1 件）を補填したとのことである。なお、当初工事期間を 3 日間程度と考えていたことから予算措置をしておらず、葬斎場管理経営事業において、需用費（燃料費）から負担金補助及び交付金（事業補助金）に流用して執行したとのことである。予算要求の段階でリスクを十分検討し適切な予算措置と執行に努めるべきであったと思料する。また、負担金補助及び交付金については、串間市財務規則第 16 条の規定により流用制限科目であることから慎重を期されたい。</p> <p>(2) じん芥処理費の需用費（修繕料）において、公用車（ごみ収集運搬車）の修繕として 2 台分の 676,951 円を執行しているが、既定予算では不足し負担金補助及び交付金（負担金）より 544 千円の流用（2 回）を行っている。保有する 13 台の公用車（ごみ収集運搬</p>	<p>(1) 予算要求の段階でリスクと想定される対応等を十分検討し、予算措置に努めてまいります。</p> <p>(2) 今後、不測の事態に備えた修繕料の額を予算要求して参ります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 市民生活課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>車)については耐用年数を延伸して使用している状況にあることから、公用車更新計画に沿った予算措置と、不測の事態に備えた修繕料の額を措置しておくべきである。</p> <p>(3) 毎週平日木曜日は午後7時まで個人番号カード関連の夜間窓口対応を行っているが、時間外手当の増額補正を予定しているとのことである。また、マイナンバー関連以外の相談もあるとのことなので、職員体制も含め計画的に取り組まれない。</p>	<p>(3) 毎週平日木曜日の窓口業務の延長については、来庁者数が増加しておりマイナンバー以外の来庁者も増えていることから、令和3年度において会計年度任用職員の人員増により職員体制の強化を図り対応する予定としております。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 商工観光スポーツランド推進課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 予算執行については十分に精査を行い、不用額については減額補正を行うなど、適正な予算執行に努めてまいります。</p> <p>(2) 指定管理者及び財政援助団体の予算執行に関しては、連絡調整会議など都度協議を行うことにより、目的外の支出がないよう確認するとともに、適正な事務執行を行うよう指導してまいります。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 資料作成にあたっては、提出前に十分精査を行い対応しております。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 商工観光スポーツランド推進課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の経済対策等に、国の地方創生臨時交付金が多く、事業メニューに充てられているが、補助効果を十分検証し、今後のコロナ禍対策に活かされたい。</p> <p>(2) 住宅リフォーム促進事業補助金については6月で予算を使い切っている。先着順では公平性に欠けることから、ニーズを的確に把握し補正予算での対応を検討されたい。</p> <p>(3) 旧都井岬ビジターセンターは串間市財務規則第173条第2項の規定により現課が管理しているが、この施設は公の施設としての条例を廃止し、行政財産の用途廃止を行っており、普通財産であることから、串間市財務規則第176条から178条の規定を順守されたい。また、施設の維持管理経費として1,892,621円が執行されているが、費用対効果の面から今後の施設の在り方を含め検討されたい。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の経済対策については、国県の財源を有効に活用しながら事業実施に努めているところであり、補助効果についても今後検証したいと考えております。</p> <p>(2) 住宅リフォーム促進事業については、事業開始から一定期間が経過し、補助対象者をはじめ商品券購入分を含む補助率などの事業制度を見直す必要があると考えております。</p> <p>(3) 旧都井岬ビジターセンターの貸付けにつきましては、財務規則を遵守した事務手続を行うこととしております。</p> <p>また、今後の施設活用についても施設のあり方及び費用対効果の観点も踏まえ関係課等と慎重に検討したいと考えております。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 商工観光スポーツランド推進課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>(4) 企業誘致活動における旅費が新型コロナウイルス感染症の影響により未執行である。令和2年度は串間市では初となるIT関連(コールセンター)施設の誘致の実績も上がっていることから、今後の動向に注視しつつ創意工夫をしながら企業誘致に努められたい。</p>	<p>(4) 企業誘致活動については、コロナ禍により都市圏の往来は難しい状況にありますが、リモート協議などの対応についても適宜行っているところであります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 消防本部)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 該当ありません。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 該当ありません。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 消防本部)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 備品台帳に乗用草刈り機が記載されているが、他課からの所管替えとのことであるので、備品台帳の記載内容を修正されたい。</p>	<p>(1) ご指摘のありました備品台帳につきましては、備考欄に所管元及び日付を記載し修正を行いました。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課名等 上下水道課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>＜共通事項＞</p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないよう相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p>	<p>(1) 不用となる旅費及びその関連経費について、十分な精査を行い、減額補正を行うよう適正な予算管理に努めてまいります。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課名等 上下水道課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 各項目の収納状況(10月15日現在)を前年度同時期と比較すると、上水道料(現年度分)0.21%、農業集落排水使用料(現年度分)△1.27%、下水道使用料(現年度分)0.05%、下水道使用料(過年度分)△1.14%となっている。引き続き収納率の向上に努められたい。</p> <p>(2) 公営企業会計システム構築業務委託については、予算額3,014,500円に対して、設計額2,090,000円と開きが大きいため予算措置の段階で十分精査されたい。また、契約額が1,320,000円と契約率が63.2%となっている。これは3者によるプロポーザル方式での随意契約を行った結果であるが、システム運用においては不具合が生じないよう連携されたい。</p>	<p>(4) 該当ありません。</p> <p>(1) 各会計における債権管理につきましては、今後も全職員が未収金解消に対する共通認識を持ち、関係各課との連携を密にし、収納率の向上に努めてまいります。</p> <p>(2) 公営企業会計システム構築業務委託の予算額については、受託業者の選定をプロポーザル方式により行うため、3者見積りの最低額ではなく、平均にて積算いたしました。設計額については、業務委託等価格決定取扱要領に基づき積算しましたが、予算額積算の際に徴収した3者見積の額に差があったこともあり、予算額との差が大きくなったものです。</p> <p>また、上下水道課と市民病院の公営企業会計システム構築業務を合わせて発注したことにより、重複する経費を削減する効果も働き、契約額も低くなったものであります。システムの運用につきましては、今後、</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課名等 上下水道課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>(3) 水道料金等徴収業務委託及び水道施設維持管理等包括業務委託については、串間市管工事協同組合と随意契約しているが、住民サービスに影響が生じないよう連携連絡を密にされたい。また、受託業者の技術力、ノウハウの維持向上を図るためには従業員の安定雇用が必要である。そのためにも従業員の給与等の支払状況も適宜確認されたい。</p>	<p>下水道事業の公営企業会計への移行も控えていることから、受託業者との連携を密にし、適切なシステム運用に努めてまいります。</p> <p>(3) 水道料金等徴収業務委託及び水道施設維持管理等包括業務委託については、受託業者である串間市管工事協同組合と毎月定例会を開くなど、常に連携を図り、住民サービスに影響が生じないよう努めているところであります。業務内容や必要となる経費、労務費等についても、契約更新の際に適切に見直しを行っており、本年度から、新たに3年間の業務委託契約を行ったところであります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 生涯学習課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>＜共通事項＞</p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものについては、12月補正予算により旅費、高速道路使用料及び負担金など、関連する経費を含め減額致しました。それ以降の分についても精査を行い、不用なものについては3月補正予算にて適正に処理することとしております。</p> <p>(2) 指定管理者制度導入施設及び財政援助団体の事業については、計画した事業の実施が困難となり、中止又は延期をせざるを得ないものがございますが、事業の趣旨・目的を達成するため各団体等と十分協議を行い、適正に執行することとしております。</p> <p>(3) 関係課と協議を行い、適正な執行に努めてまいります。</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 生涯学習課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p><個別事項></p> <p>(1) 赤池活性化センターの公衆電話料として 10,348 円が執行されており、今後 19,876 円が執行予定となっている。歳入には予算措置がされていないが、使用頻度が低いのであれば撤去を検討されたい。また、同様に市木公民館の公衆電話料として 15,850 円が執行されているが、中央公民館も含めて利用頻度が低いのであれば撤去を検討されたい。</p> <p>(2) 繰越明許費である旧吉松家住宅保存修理基本計画策定業務については、3 月中に業務が完了することである。成果品である保存修理基本計画書の内容を十分精査するとともに、費用対効果も検証しながら計画的な保存改修に努められたい。</p> <p>(3) 串間市文化会館小ホール舞台吊物設備改修工事（契約額 2,912,800 円）については、設備点検業務を委託している業者と緊急性を理由に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき随意契約を行っている。しかしながら当該箇所は過去の設備点検業務報告において劣化の指摘を受け、当初予算で改修費用を計上していることから、当該随意契約の理由には馴染まないと思料するので、契約執行の在り方については法</p>	<p>(1) 赤池地区活性化センター及び市木公民館の公衆電話は、ここ数年にわたり利用が皆無であることから撤去することとし、廃止手続を行いました。 中央公民館玄関前の公衆電話は、市ではなく、NTT が設置したものでございます。</p> <p>(2) 繰越明許費である旧吉松家住宅保存修理基本計画策定業務につきましては、保存修理基本計画が今年度中に策定される予定であります。計画に基づいた事業執行に努め、文化財の適正な保存と活用を図ってまいります。</p> <p>(3) 串間市文化会館小ホールの舞台吊物設備改修工事につきましては、当該設備の点検業務において、施設吊物ワイヤーに劣化・断裂の恐れがあるとの報告を受けて予算措置したものでございます。ホール照明の重量物を吊っている設備でありますことから危険と判断し、速やかに改修すべく随意契約により執行させて頂いたものでございますが、随意契約の理由につきましては思慮不足であったと自省しております。今後は法</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 生涯学習課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
令の趣旨に基づき適切に判断されたい。	令の趣旨に基づき、適切な契約執行に努めてまいります。

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 税務課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました会議に伴う関連経費につきましては、12月補正にて減額補正を行いました。また、旅費につきましても執行見込による精査の上、3月補正にて減額補正を行います。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 該当ありません。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 税務課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) コンビニ収納手数料については、前年度同時期と比べ伸びており、収納向上手段として一定の効果が出ているものと思料する。今後、全庁的な電子申請や電子決済等のデジタル化対応においても納税者の利便性に配慮した納付方法を構築されたい。</p> <p>(2) 市税の徴収率については、前年度同時期と比べ増減が見られる。新型コロナウイルス感染症の影響で徴収猶予の対応もあるようであるが、今後も引き続き滞納処分を適時、かつ適正に行い目標率達成に向け努力されたい。</p>	<p>(1) コンビニ納付は、金融機関窓口時間外、休日納付できるなど納税者の利便性及び収納率の向上に寄与しているところであります。また、平成31年度よりスマホ決済アプリによるPay B納付を行っております。今後も全庁的な行政デジタル化対応に応じて、納税者の利便性を考慮した納付方法の拡充を図ります。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予により徴収率の低下はありますが、今後も引き続き適正かつ公平な滞納整理に努め目標達成に向け努力します。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：総合政策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>＜共通事項＞</p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。め、具体的内容の記載をされたい。</p>	<p>(1) ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により各種会議が中止となっております。ご指摘のとおり、中止が確定し不用となった予算については既に9月補正で対応済みものもありますが、さらに精査し、適切に対応してまいります。</p> <p>(2) 財政援助団体への補助金につきましては、ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施に至らなかったものもございます。この事業費につきましては、適切に対応し返還の措置を講じてまいります。</p> <p>(3) 全庁的な統一方針に従うとともに、関係課等と協議を行ってまいります。</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：総合政策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) がんばっどふるさと応援寄附金については、今年度よりポータルサイト「楽天ふるさと納税」を追加したこともあり、昨年度同時期と比較し寄附件数は 1,443 件の増、収入済額も 37,475,714 円の増となっており、ヒアリング時点では 1 億円に達したとのことである。引き続き目標達成に向け取組みを強化されたい。</p> <p>(2) 支え支えられる地域連携推進事業については、市内 6 地区に地域連携組織の設立を推進する経費が予算措置されているものであるが、報償費（謝礼）及び負担金補助及び交付金（運営費補助金）において未執行の関連経費があることから、問題点を整理し実現に向け努力されたい。</p>	<p>(4) 該当ありません。</p> <p>(1) 令和 2 年 1 2 月中に新たに 2 つのポータルサイトを開設し、4 つのポータルサイトで寄附を受け付け、1 2 月末時点で目標の 2 億円に達したところです。引き続き、返礼品の充実や新たなポータルサイトの開設準備をすすめ、寄附の増加に努めてまいります。</p> <p>(2) 報償費（謝礼）につきましては、年度内に 2 回の開催を予定としておりましたが、県独自の緊急事態宣言の発令を受けて、1 回目の会議を書面開催としたところであります。また、負担金補助及び交付金（運営費補助金）においては、未だ委員会が設立できていない地域に対して積極的に訪問し、地域連携組織設立に向けた活動を行っておりますが、本年度内の設立は困難であると判断したところであります。しかしながら、地域連携組織は少子高齢化が進む本市において地域の課題を解決するための重要な手段の一つであることから、今後につきましても積極的に推進してまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：総合政策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による急速なデジタル化に対応するため、インターネット等を利用した研修が今後計画されているとのことである。関係各課と連携をし、全庁的な調整課として事業の取組方についても主導されるよう努められたい。</p>	<p>(3) 今後予定されている急速なデジタル化に伴う業務環境の急激な変化に、研修の在り方やコンプライアンス、業務の改善方法など技術的助言も含めて、関係各課と連携し、柔軟かつ迅速に対応できる取組を続けてまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 都市建設課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止になった会議等で、不用となる旅費及び関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）につきましては、十分に精査し、減額補正により適正に処理してまいります。</p> <p>(2) 財政援助団体への串間市道路建設景観推進事業運営補助金について、新型コロナウイルス感染症の影響により活動実績が減となる場合は、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、その処理に努めてまいります。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 提出資料の執行予定の内容の記載につきましては、今後の執行計画も含め、具体的内容を十分に精査し記</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 都市建設課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 土木使用料（道路占用使用料）については、九州電力電柱、N T T 電話柱等の正確な数量の記載及び正確な積算基礎に基づいた予算計上に努められたい。</p> <p>(2) 土木総務費において、備品台帳への記載漏れや需用費（消耗品費）より支出すべき事務用品を備品購入費（庁用備品）より支出し、備品台帳に記載されていたことから、串間市財務規則第 182 条に基づき適正に区分されたい。</p> <p>(3) 市内の公園施設については遊具設備の老朽化が懸念されているところであるが、今後は撤去・設置を含めた年次的改修に努められたい。</p> <p>(4) 令和 2 年度野球場スコアボード詳細設計業務委託が</p>	<p>載漏れが無いように努めてまいります。</p> <p>(1) 土木使用料（道路占用使用料）については、九州電力電柱、N T T 電話柱等の数量の記載について相違がありましたので、精査し積算基礎資料を提出いたしました。今後、正確な積算基礎に基づいた資料作成に努めてまいります。</p> <p>(2) 土木総務費の需用費（消耗品費）及び備品購入費、（庁用備品）の支出につきましては、備品台帳の記載漏れがありましたので、精査、修正を行い備品台帳を整理いたしました。今後、串間市財務規則第 182 条の別表 5 により備品区分を確認しながら適切な備品台帳の記載に努めてまいります。</p> <p>(3) 当初予算時において、各都市公園等における施設の老朽化の状況を踏まえ、長期修繕・改修工事計画書を策定し、老朽化が著しい遊具・施設等を優先的に、緊急性・安全性を重視し年次的に修繕・改修に努めております。</p> <p>(4) 串間市総合運動公園のスコアボードは建設より 3 2</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 都市建設課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>発注されているが、改修工事については財源確保（スポーツ振興くじ）を図り、市民の利便性の向上やスポーツキャンプ誘致の観点からも早期改修工事に努められたい。</p> <p>(5) 土木施設災害復旧費の土木災害復旧費における工事請負費について、多くの災害復旧工事に取り組んでいるとのことだが、契約事務等に不備がないよう適切な執行に努められたい。</p>	<p>年が経過し、施設の老朽化・損傷が顕著であり、早急な施設の延命化・計画的な更新が必要であります。</p> <p>また、施設利用者の安全解消は勿論、市民のニーズにあった施設整備が図れるようスポーツ振興くじ助成金を活用し、スポーツキャンプの誘致や地域活性化に繋がるよう今後も早期改修に向け取り組んでまいります。</p> <p>(5) 令和2年度の土木施設災害については全体で26件発生しております。</p> <p>災害復旧は早期復旧が求められますのでこの契約事務等については、不備が無いよう土木事務所をはじめ関係課と連絡・調整を図り、近接する工事を合冊して発注し、事務手続きの縮減と現場監理の効率化に努めながら、適正な執行に取り組んでおります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：東九州道・中心市街地対策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。こ</p>	<p>(1) 当課所管におきましては、東九州自動車道要望活動および事業に伴う研修等について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴いリモート会議への変更や延期又は中止の措置等も検討されており、旅費等の不用額が多く生じることが懸念されております。</p> <p>関係する団体や機関等との連絡調整を密に行い、年度末までの行動等予定を可能な限り明確かつ早期に確定し、ご指導の関連する経費を含めて、3月補正にて不用額等の処理を行います。</p> <p>(2) 東九州自動車道整備促進事業補助金におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により要望活動等の在り方が一変しております。</p> <p>補助金交付団体には、事業目的の達成に向けた代替活動に努めるよう指導しております。</p> <p>また、やむなく予算残が生じた場合には、返還による精算など適正に措置することとしております。</p> <p>(3) 該当ありません。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：東九州道・中心市街地対策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>のことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 東九州自動車道建設促進の取組みについては、新型コロナウイルス感染症の影響で要望活動等が制限され難しい状況にあるが、引き続き関係機関、自治体等と連携しながら効果的、かつ効率的な要望活動等に努められたい。</p> <p>(2) まちなかソフト戦略コンサルティング業務委託については、随意契約（プロポーザル方式）で委託先の選</p>	<p>(4) 当課所管におきましては、旅費など新型コロナウイルス感染症の影響により未執行予算に対する執行予定を示しきれない事項もございましたが、関係機関等との連携を図り、可能な限り記載例等に示された内容を示すことができるよう早期の情報収集等に努めてまいります。</p> <p>(1) 本年度の東九州自動車道建設促進の要望活動等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接的な要望や決起大会など地元の思いを表現できる機会を失い、新たな活動や戦略を求められております。国土交通省など関係する機関のご協力もあり、リモートによる要望活動などを実施し、一定の地元の熱意は示すことができましたが、事業着手に向けた協力体制の構築など、引き続き建設促進に寄与する取組を展開してまいります。</p> <p>(2) 昨年度までの事業成果を継承し、道の駅くしま指定管理者を中心とした地元生産者および事業者から構成</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：東九州道・中心市街地対策課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>定が行われており、4者応募の中で一番評価の高かった業者が正式な決定前に辞退され次点の業者と契約が締結されている。業務委託の内容は、道の駅の開業前にあたりオブジェデザイン及びイベント、商品開発企画等の戦略的な支援となっている。ソフト面における大変重要な事業であることから、委託業者や関係団体等と連携を密にしながら道の駅開業に影響が生じないよう取り組まれたい。</p>	<p>される出荷者協議会が自走できるようアドバイスを含め、信頼関係を深めながら企画提案等を行い、道の駅くしまの円滑な開業に寄与できるよう指示し、実施に繋げております。</p> <p>また、将来を担う串間中生徒によるオブジェデザイン創作も着手しておりまして、最終的なデザインが仕上がる段階であります。これらの作業を通して人材育成に繋がるようなオブジェデザインに込められる思い（意味）をまとめるよう指示しております。</p> <p>当該業務をきっかけに、市民が道の駅くしまをはじめとする中心市街地まちづくり施設を利用し、様々なチャレンジや取り組みができるような仕組みづくりに繋げてまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 農業委員会)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察を含めた研修・会議の中止を受け、今後必要な旅費並びに関連経費(会議負担金・借上料)を精査し、減額補正を行いました。</p> <p>(2) 該当ありません。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 該当ありません。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 農業委員会)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 農地台帳変換業務委託については、農地台帳を全国農業会議がクラウド方式に一元化したことにより現行システムからデータ変換等が行われている。現行システムも1年から2年は並行して運用することであるが、新システムに速やかに移行できるよう検討されたい。</p> <p>(2) 農業者年金の新規加入者は現時点ではないとのことであるが、農業委員等と連携し新規加入者の獲得に向け努力されたい。</p>	<p>(1) 農地台帳は、正確な記録を確保するため、固定資産課税台帳及び住民基本台帳の照合を年1回以上行うことが義務付けされていますが、直接新システムとの照合ができないため、システム（クラウド側）の改修が現在進められていますので、完了次第、円滑な新システム移行を実施してまいります。</p> <p>(2) 新規加入者目標5人に対し、令和3年1月26日時点の新規加入者は8人となりました。今後も農業者年金の目的である「農業者の老後生活の安定と福祉の向上」に寄与するため、委員全員で取り組んでまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 農業振興課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察を含めた研修・会議の中止を受け、今後必要な旅費並びに関連経費(会議負担金・借上料)を精査し、減額補正を行ってまいります。</p> <p>(2) 当課所管の北方地区農村改善センターにつきましては、施設の利用件数が新型コロナウイルスの影響により減少しておりますが目的外への流用等については、該当はないところであります。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 該当ありません。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 農業振興課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) くしま農畜産物次世代オリジナルブランド創出事業については、新型コロナウイルス感染症経済対策として国の農畜産業緊急支援金交付事業を優先したことで全額未執行となっている。今後、事業内容の見直しを検討しているとのことであるが、当初の補助目的から大きく逸脱しないよう行政手続きを踏まえた上で、効率的、かつ効果的な事業の推進に努められたい。</p> <p>(2) 畜産クラスター事業については国の制度事業を活用し畜舎整備を行う畜産農家に対し支援を行うものであるが、昨年度は年度内完成ができずに繰り越した事業でもあるので、年度内完成ができるよう事業の進行管理に努められたい。</p>	<p>(1) 当該事業につきましては、当初の補助目的を大きく逸脱しない内容で事業の組替を行い、事業推進を実施しているところであります。</p> <p>(2) 当該事業につきましては国のT P P 関連緊急経済対策でございますが、国においては毎年12月補正で予算化されることから、市の予算計上が補正対応（翌年6月若しくは9月議会）となり牛舎整備に係る十分な工期が確保できないことが大きな要因となっております。引き続き速やかな事務手続きを行いながら、事業の早期完了に努めてまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：農地水産林政課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>＜共通事項＞</p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費（高速道路使用料、参加者負担金など）も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことから根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみら</p>	<p>(1) 3月補正で適切に対応します。</p> <p>(2) 該当する事業には、財政援助団体と十分な協議を行い、適切な措置を講じます。</p> <p>(3) 該当ありません。</p> <p>(4) 当課が提出した資料については、指摘事項のような</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名：農地水産林政課)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>られた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 県営土地改良事業、塩屋原地区負担金として28,000千円が予算措置されている。県工事の入札不調により執行ができないことから減額補正するとのことであるが、令和3年度以降も計画的に執行できるように、課題を整理し円滑な事業実施に努められたい。</p> <p>(2) 林業後継者育成支援給付型奨学金支給事業については申し込みがなく未執行となっている。林業の振興を図る上で重要であることから、関係団体等と連携し事業の推進に取り組まれたい。</p> <p>(3) 農林水産施設災害復旧費の耕地災害復旧費における工事請負費について、多くの災害復旧工事に取り組んでいるとのことだが、随意契約が多いことも含め、契約事務等に不備がないよう適切な執行に努められたい。</p>	<p>不備はありません。</p> <p>(1) 県の発注工事について、市としましても早期発注ができるよう関係機関との密な調整を図りながら、地元の意向に沿った計画で執行に努めてまいります。</p> <p>(2) 今後とも広報誌、フェイスブック、公式サイト等での広報活動及び林業事業体、学校等への事業案内等を行い林業後継者の育成に努めます。</p> <p>(3) 契約に必要な書類については、数値の誤り、記載漏れ等がないように、係内においてチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>< 共通事項 ></p> <p>(1) 旅費については対予算執行率が極端に低い状況にある。これは新型コロナウイルス感染症の影響により会議等が中止になったものであるが、不用となる旅費以外の関連経費(高速道路使用料、参加者負担金など)も精査し、減額補正により適正に処理されたい。</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入している施設の委託料及び財政援助団体への補助金については、新型コロナウイルス感染症の影響により事業実施が困難となったものがあると思われるので、安易に目的外に流用することがないように相手方と十分協議を行い、返還の措置を講じられたい。</p> <p>(3) 串間市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の適用を受ける日額の委員報酬について、新型コロナウイルス感染症対策として会議が開催できず書面による審議で報酬を支払っている。このことについては条例に明文の規定がないことか</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による会議等の中止(参加を自粛した出張含む)に伴う旅費及び関連経費については、3月議会での減額補正を予定しております。</p> <p>(2) 指定管理としている施設につきましては、現在のところ、利用者数等の数値には表れていないものの、影響する可能性があるため、指定管理者と連携を図っております。</p> <p>各種団体の中には、新型ウィルス感染症の影響により、開催等を見合わせた事業もありますが、今後は、感染症予防を十分に配慮し、実施予定とされています。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、影響の可能性がることから、引き続き注視してまいります。</p> <p>(3) 関係課と協議してまいります。</p>

令和 2 年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
<p>ら根拠規定を整備されたい。</p> <p>(4) 提出資料に執行予定の内容の記載の無いものがみられた。記載例にもあるように、今後の執行計画も含め、具体的内容の記載をされたい。</p> <p><個別事項></p> <p>(1) 保育所保護者負担金については現年度分、過年度分とも前年度同時期と比べ伸びているところであるが、保育料は強制徴収公債権であるので滞納処分を適時、かつ適正に行い目標率達成に向け努力されたい。</p> <p>(2) 社会福祉総務費において公用車 1 台を購入しているが、備品台帳に記載がないので適切に整備されたい。</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業（10 園）に補助金が支給されているが、利用料については施設によって差がある。利用料については統一された基準はなく各法人の判断とのものである。市内の施設を利用するのに利用料に差があることは公平性に欠けるので、補助対象経費の内容を精査するとともに統一された基準を設定</p>	<p>(4) 該当ありません。</p> <p>(1) 保育所保護者負担金の過年度分については、滞納者の状況調査を行うとともに、関係部署と連携を図りながら、効果的かつ効率的な債権回収に努めております。今後も、目標達成できるよう「串間市債権管理指針」に基づき適切に処理してまいります。</p> <p>(2) 社会福祉総務費においての公用車 1 台については、備品台帳へ記載しました。今後は、備品購入後、速やかに備品台帳の整備に努めてまいります。</p> <p>(3) 放課後児童健全育成事業における補助金は、支援員や補助員に係る人件費等に充てられており、子ども達の活動等に伴う費用については利用者負担となっております。このため、各施設の活動内容により必要な経費も異なることから利用料金に差があります。今後も、これまで同様、利用者のニーズにあった事業の展開に</p>

令和2年度定期監査指摘・要望事項改善措置通知書

(課等名 福祉事務所)

指 摘 ・ 要 望 事 項	改 善 状 況
するよう協議されたい。	努めてまいります。